

令和5年稲敷市農業委員会第7回総会

[7月10日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 報告第2号 農地法第5条（届出）
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 6 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 7 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 8 議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程 9 議案第5号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君
5番	村山文雄君	16番	高須一郎君
6番	木内昌秀君	17番	篠崎文夫君
7番	吉田武君	18番	川島昇君
8番	内田和新君	19番	根本脩君
9番	宮本信夫君		
10番	黒田和夫君		

欠 席 委 員

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島 臣 哉 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	森 田 勝 君
農 業 委 員 会 事 務 局 係 長	宮 本 祐 司 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 査	平 沢 心 平 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和5年7月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん8名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は7番吉田武委員、8番内田和新委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから10ページまでの8件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第5条（届出）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第5条（届出）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第5条（届出）」について報告いたします。

議案書11ページになります。農地法第5条第1項第7号の規定に基づく、市街化区域内の農地転用の届け出2件でございます。

申請番号1番、江戸崎字新山、畑1筆、301㎡について、受け人が、駐車場用地として利用するものであります。

申請番号2番、高田字千葉野、畑1筆、3,896㎡について、受け人が、認定軽油特定加工所用地として利用するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書12ページから18ページまでの6件でございます。申請番号1番から2番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号3番から6番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 19ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

売買による所有権移転件2件でございます。

申請番号2番 江戸崎字外浦、田1筆、740㎡についてでございますが、受人が耕作地を取得するものでございます。

申請番号3番 浮島字尾島、他1地区、田3筆、14,850㎡についてでございますが農地中間管理機構が行う特例事業により、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号2番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○9番（宮本信夫君） 9番宮本です。申請番号2番について、報告いたします。

7月1日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は210日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため調査報告は省略いたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 20ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 上根本字上別府下、田1筆、520㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、卸業を営んでおりますが、現在の敷地では手狭であり、トラックによる事故防止のため、申請に及んだものでございます。なお、申請地は第1種農地ですが、農地法施行規則第35条の5、既存施設の拡張、「拡張に係る部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの」に該当します。

申請番号2番 清水字前田、田3筆、496㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在アパートにて生活しておりますが、家族が増えることから自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造2階建て、77.01㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は下水道へ放流する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号3番 江戸崎字荒沼、田1筆、935㎡で農地区分については、土地改良区域内で農用地区域内の農地となります。申請人は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）4車線化事業の工事を請負い、一時的な仮設工事事務所が必要であり、工事現場より近接地であり申請地が最適な為、申請に及んだものでございます。一時転用期間は令和7年11月30日までの期間で、農地への復元につきましても計画され、農地復元工程表が提出されております。なお、申請地は農用地区域内ではありますが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要な場合であって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当します。

申請番号4番 手賀組新田字大重、畑1筆、1,021㎡についてですが、土地改良区域外で農用地区域内の農業用施設用地となります。申請人は、近隣に事務所を有し、稲わら等の仕入・販売業を営んでおりますが、稲わら倉庫が不足していることから申請に及んだものでございます。事業計画は、200㎡のビニールハウスを2棟建設する計画です。なお、当該施設は農用地利用計画において指定された用途の農業用施設に該当します。

申請番号5番 西代字南田、田1筆、450㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域内で、10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、当該農地の隣接地の老朽化した擁壁を修復するための工事用仮設通路が必要なため、申請に及んだものでございます。一時転用期間は令和6年2月29日までの期間で、農地への復元につきましても計画され、農地復元工程表が提出されております。なお、申請地は第1種農地ではありますが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要な場合に該当します。以上、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○2番（山口幸一君） 2番山口です。申請番号1番について、去る6日、野村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

つづきまして、申請番号2番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。申請番号2番について、去る6日、中沢推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

つづきまして、申請番号3番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。申請番号3番について、去る6日、根本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、一時的に仮設事務所用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

つづきまして、申請番号4番、5番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。申請番号4番、5番について、去る6日、坂本富男推進委員、坂本和夫推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、申請番号4番については、稲わら倉庫用地、申請番号5番については、一時的に擁壁工事用仮設通路として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 7 議案第 3 号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 3 号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 22 ページをお開き願います。

議案第 3 号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付 11 件でございます。

申請番号 1 番 下馬渡字境外、他 1 地区、田 3 筆、畑 1 筆、1,613㎡についてですが、昭和 59 年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成 11 年 5 月 30 日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号 2 番 下馬渡字多聞院、畑 1 筆、999㎡、申請番号 3 番 柴崎字後窪、畑 1 筆、555㎡、申請番号 4 番 柴崎字後窪、畑 1 筆、94㎡、申請番号 5 番 柴崎字後窪、畑 1 筆、204㎡、申請番号 6 番 柴崎字後窪、畑 1 筆、919㎡、申請番号 7 番 柴崎字後窪、畑 3 筆、964㎡、についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号 8 番 高田字青宿、畑 1 筆、517㎡についてですが、昭和 46 年頃より宅地として利用され、固定資産評価証明書と顛末書が添付された申請になります。

申請番号 9 番 椎塚字アラク、畑 1 筆、822㎡についてですが、20 年以上前より駐車場として利用され、平成 11 年 5 月 30 日の空中証明写真と顛末書が添付された申請になります。

申請番号 10 番 浮島字勝木、畑 1 筆、433㎡、申請番号 11 番 浮島字池下、他 5 地区、畑 11 筆、4,634㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。以上で議案第 3 号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号 1 番、2 番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○16 番（高須一郎君） 16 番高須です。申請番号 1 番、2 番について、去る 6 日、黒田委員と推進委員の宮崎委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号 1 番については 昭和 59 年頃より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。申請番号 2 番については、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。調査の結果は、農地法第 2 条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号 3 番から 7 番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4 番（遠藤一行君） 4 番遠藤です。申請番号 3 番から 7 番について、去る 6 日、山口委員と推進委員の海老原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃し

ており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号8、9番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号8番、9番について、去る6日、村山委員と推進委員の藤巻委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号8番については、昭和46年頃より宅地として利用しており、固定資産評価証明書と合わせて確認をしました。申請番号9番については、20年以上前より駐車場として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号10番、11番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番（黒田和夫君） 10番黒田です。申請番号10番、11番について、去る6日、高須委員と推進委員の山田委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 26ページをお開き願います。

議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、8件、13筆、60,408㎡、再設定が、4件、24筆、46,050㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、申請番号9番から11番につきまして、設定を受ける方は同じ方で、農業生産法人以外の法人ですので、解除条件付の契約書及び地域のほかの農業者との役割分担に関する状況を記載した計画書が添付されております。また、代表取締役の農業従事日数は200日です。利用目的は水稻、期間は10年、小作料につきましては、使用貸借権の設定のため、0円です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第5号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 33ページをお開き願います。

議案第5号【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。再転貸が10件、21筆、40,409㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
山口和彦委員。

○13番（山口和彦君） 借賃玄米10アールあたり18キログラム相当は間違いはないですか。

○農業委員会事務局局長補佐（森田 勝君） 10アールあたり玄米18キログラム相当分の金額を支払うという意味で、金額については地主と耕作者で決めた額ですので、間違いはないです。

○13番（山口和彦君） 分かりました。

○議長（根本 脩君） そのほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございます。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和5年7月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時40分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

7番委員 吉 田 武

8番委員 内 田 和 新